

国立大学法人鹿屋体育大学の会計監査人候補者の公募について (令和7年度～令和9年度)

令和6年12月24日
国立大学法人鹿屋体育大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければなりません。

国立大学法人の会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する、独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとなっており、その選任に当たっては、国立大学法人の長が会計監査人候補者（以下「候補者」という。）を選定し、会計監査人候補者の名簿を文部科学大臣に提出することとなっています。

つきましては、令和7年度から令和9年度における、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の会計監査人候補者の選定にあたり、下記のとおり公募しますので、本学の会計監査人となることを希望される監査法人又は公認会計士（以下「監査法人等」という。）におかれましては、別紙1「企画書作成要領」により、企画書等をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 公募に付する事項

(1) 件名

国立大学法人鹿屋体育大学の会計監査業務

(2) 契約期間

文部科学大臣による選任後、監査契約締結の日から、準用通則法第38条第1項の規定に基づく文部科学大臣による財務諸表承認の日までとします。

(3) 対象期間

今回の候補者選定は、令和7年度から令和9年度までの3年間の候補者を選定するものですが、毎年度、文部科学大臣が選任することとなるため、単年度の契約となります。

また、本学の会計監査人として選定された監査法人等が、行政処分を科されるなど、特段の事由が発生したことにより、適切な監査の実施が困難であると認められる場合においては、会計監査人候補者の選定を見直します。

2. 応募資格等に関する事項

- (1) 準用通則法第41条第1項で規定する公認会計士又は監査法人であること
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由がないこと
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第34条の11、第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条で規定する特別な利害関係等がないこと
- (4) 公認会計士法第30条、第31条及び第34条の21第2項で規定する業務の停止期間中の者でないこと
- (5) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと

3. 提出書類及び部数

(1) 応募書類

- ① 企画書 … 5部（うち1部は電子データ）
- ② 監査報酬見積書 … 各年度1部（令和7年度～令和9年度）
- ③ 監査法人等の概要が記載されたパンフレット … 5部
- ④ 会社法337条第3項における欠格事由がないことを証明する書類 … 1部
- ⑤ 公認会計士法第24条、第24条の2、第34条の11、第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条で規定する特別な利害関係等がないことを証明する書類 … 1部
- ⑥ 公認会計士法第30条、第31条及び第34条の21第2項で規定する業務の停止期間中でないことを証明する書類 … 1部

(2) 企画書の体裁

A4判縦（横書き、長辺左とじ）、30ページ以内とします。

4. 提出期限

令和7年2月28日（金）17時必着

5. 提出先及び問い合わせ先

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地
国立大学法人鹿屋体育大学 経営戦略課（担当：常本）
電話：0994-46-4835
e-mail：yoketsu@nifs-k.ac.jp

6. 提出方法

郵送又は持参とします。なお、提出後の書類は変更・取消し、返却はできません。

7. 選定方法

提出された企画書について、別紙2「国立大学法人鹿屋体育大学の会計監査人候補者選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき審査及び評価を実施し、最も高い点数を獲得した応募者を選定します。

また、必要に応じて追加の資料提出依頼又はヒアリングを行う場合があります。

8. 契約相手方の決定及び契約方法等

(1) 令和7年度の契約相手方の決定及び契約方法

提出された企画書について、書面審査を行い、本学の資格要件を満たした全ての候補者に順位を付した候補者名簿を、文部科学大臣に提出します。

また、選任結果については、文部科学大臣の選任後、全ての応募者に通知します。

文部科学大臣が選任した監査法人等と本学との間で、契約条件等を確認したうえで契約を締結します。

なお、契約金額については、企画書の記載内容等を勘案して決定することとなるため、企画書で提示された金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 令和8年度以降令和9年度までの契約相手方の決定及び契約方法

令和8年度以降令和9年度までの会計監査人候補者の選定に当たっては、当該年度に係る企画書の提出を求め、監査実績、資格要件・欠格事由の有無及び当該年度企画書について、検証・評価したうえで、本学の会計監査人として適切であると判断した場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

また、契約金額については企画書の内容を勘案して決定するため、企画書で提示された金額と必ずしも一致するものではありません。

9. 本件に関する質問の受付等

(1) 質問の受付

質問は、電子メール「yoketsu@nifs-k.ac.jp」にて、令和7年2月12日（水）17時まで受け付けます。

(2) 質問の回答

質問は、電子メールにより回答します。また、既に応募辞退の意思表示をされている応募者については、回答はしません。

10. その他

(1) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 契約書の作成

監査業務の実施に当たっては、契約書を取り交わします。

(3) 企画書提出後の差し替え、返却

企画書提出後の差し替え及び返却はできません。

(4) 本学の概要等

本学の概要については、以下をご参照ください。

- 鹿屋体育大学ホームページ

<https://www.nifs-k.ac.jp/>

- 鹿屋体育大学の財務諸表等

<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/announcement/finance/>

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和7年度の会計監査人選任までのスケジュールは、以下を予定しています。

- ① 企画書等提出期限：令和7年2月28日（金）17時
- ② 企画書の書面審査：令和7年3月上旬～中旬
- ③ 会計監査人候補者の選定：令和7年4月上旬
- ④ 会計監査人候補者名簿提出：令和7年5月上旬
- ⑤ 会計監査人の選任：令和7年6月頃（文部科学大臣の選任通知）

企画書作成要領

企画書は、以下に掲げる事項について、令和7年1月1日現在で作成して下さい。
なお、記載内容が令和7年1月1日と異なる場合は、具体の日付を記載して下さい。

【監査法人等の概要】

- (1) 名称、代表者、所在地
- (2) 資本金
- (3) 直近決算時の業務収入、営業利益及び当期純利益
- (4) 国内事務所数
- (5) 公認会計士等の人員（公認会計士、会計士補等）
- (6) 本学の監査業務を主に担当する事務所（名称、所在地、担当者（職・氏名）、連絡先（電話番号、メールアドレス））
- (7) 国立大学法人の監査従事者数（九州地域、監査法人等全体）
- (8) 国立大学法人の監査業務実績（九州地域、監査法人等全体）
- (9) 関与（監査）会社数（監査法人等全体）

【監査業務の提案】

以下の項目について、令和7年度から令和9年度にわたる期間を通じた提案として下さい。
また、監査業務の内容が各年度で異なる場合は、年度ごとに提案して下さい。

1. 監査の実施における基本方針等

- (1) 監査実施における基本方針（監査の着眼点、監査の重点項目、監査手法等）
- (2) 監査実施における品質管理（実査、立合、確認、勘定分析等）
- (3) 内部統制監査（会計処理、財務諸表作成等監査の対象となる業務の仕組みやプロセスに関する助言・指導の方法等）
- (4) 監査における助言及び指導的機能（リスクマネジメントに係る提案等、課題を識別した際の助言・指導の方法等）
- (5) これまで国立大学法人で発生した課題に対する対処（過去に国立大学法人に対して行った業務改善、効率化等の指導事例）

2. 監査の実施体制

- (1) 監査チームの編成と監査体制（監査責任者、監査実施者の資格、国立大学法人の監査実務経験等）
- (2) 監査チームに対する組織としての支援体制（監査の質の確保、監査に関する意見形成や審査についての考え方等）
- (3) 本学からの質問・相談等への対応（会計処理、財務諸表作成及び内部統制システムなど、本学からの質問、相談等に対する対応等）

- (4) 経営者（学長、理事）及び監事との協議（実施時期及び実施方法等）
- (5) 監事及び監査室との連携（連携内容及び連携方法等）

3. 監査計画の策定

- (1) 監査項目及び監査内容（年間の監査予定項目及び内容等）
- (2) 監査日程及び監査日数（実施業務、実施時期、日数等）
- (3) 監査の実施手法（予備調査・期中監査・期末監査及び日常監査の実施方法、新規事項の対応等）
- (4) 会計手続きに関する情報提供（国立大学法人会計基準の改訂や他大学の有用事例などの情報提供や対応等に関する見解を示す方法等）
- (5) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインへの対応のための監査の方法等

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく認定
- (2) 「次世代育成支援対策推進法」（次世代法）に基づく認定
- (3) 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づく認定

5. 監査報酬見積書（令和7年度から令和9年度までの各年度で作成）

- (1) 監査の執務予定日数及び延べ人数を記載して下さい。
- (2) 見積額の算定内訳（監査責任者、監査実施者ごとの監査日数・単価を記載して下さい。また、旅費等の必要経費含む費用の総額を記載して下さい。）
- (3) 監査手続きの変更を含む監査日程等、契約内容に大幅な変更が生じた場合の見積額の考え方について記載して下さい。

※ 監査報酬見積額については、令和7年度から令和9年度までの3年間の平均額をもって評価します。また、毎年度の監査契約に当たっては、当該年度の監査報酬見積書を参考とし、監査計画変更や物価変動等により見積額に変更を生じる場合は、当該年度の監査計画の変更理由及び見積額の積算根拠を基に協議するものとします。

6. その他

- (1) 過去3年間（令和4年1月～令和6年12月）に金融庁の処分等を受けている場合は、その内容を記載して下さい。
- (2) 企画書に関する問合せ先
担当者氏名、連絡先（電話・メールアドレス）を記載して下さい。
- (3) 守秘義務事項の指定等について
提出された書類については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となるため、守秘義務事項がある場合は、企画書提出時に当該事項を指定して下さい。

国立大学法人鹿屋体育大学の会計監査人候補者選定基準

I 選定方法

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における会計監査人候補者の選定に当たっては、応募者から提出された企画書について、本選定基準に基づき各評価項目について総合評価を行う。また、企画書の評価において、欠格要件に該当せず、かつ評価得点の最も高い者から本学における会計監査人候補者として選定する。

II 評価項目

1. 監査法人等に関する事項

安定的な監査の実施のため、経営状況、監査業務の人的規模及び監査実績等について評価する。

- (1) 経営状況（財政基盤の強固性、経営成績）
- (2) 監査業務の人的規模（公認会計士、会計士補等の人数及び監査の実績）
- (3) 監査業務の実績（監査法人等全体及び九州地区の国立大学法人の監査（関与）実績）
- (4) 監査（関与）会社数（監査法人等全体）

2. 監査の実施における基本方針等に関する事項

高品質な監査業務の実施のため、国立大学法人の業務の特性に応じた監査方針等となっているか評価する。

- (1) 監査実施における基本方針（監査の着眼点、監査の重点項目、監査手法等）
- (2) 監査実施における品質管理（実査、立合、確認、勘定分析等）
- (3) 内部統制監査（会計処理、財務諸表作成等監査の対象となる業務の仕組みやプロセスに関する助言・指導の方法等）
- (4) 監査における助言及び指導的機能（リスクマネジメントに係る提案等、課題を識別した際の助言・指導の方法等）
- (5) これまで国立大学法人で発生した課題に対する対処（過去に国立大学法人に対して行った業務改善、効率化等の指導事例）

3. 監査の実施体制に関する事項

法定監査であること、複数年（3年間）にわたる候補者の選定であることを踏まえ、監査の質を確保するための監査の実施体制について評価する。

- (1) 監査チームの編成と監査体制（監査責任者、監査実施者の資格、国立大学法人の監査実務経験等）
- (2) 監査チームに対する組織としての支援体制（監査の質の確保、監査に関する意見形成や審査についての考え方等）

- (3) 本学からの質問・相談等への対応（会計処理、財務諸表作成及び内部統制システムなど、本学からの質問、相談等に対する対応等）
- (4) 経営者（学長、理事）及び監事との協議（実施時期及び実施方法等）
- (5) 監事及び監査室との連携（連携内容及び連携方法等）

4. 監査計画に関する事項

本学の監査を効果的かつ効率的に実施するため、国立大学法人の業務の範囲、法規準拠性、経済性・効率性の視点、不正防止の視点での監査計画の策定について評価する。

- (1) 監査項目及び監査内容（年間の監査予定項目及び内容等）
- (2) 監査日程及び監査日数（実施業務、実施時期、日数等）
- (3) 監査の実施手法（予備調査・期中監査・期末監査及び日常監査の実施方法、新規事項の対応等）
- (4) 会計手続きに関する情報提供（国立大学法人会計基準の改訂や他大学の有用事例などの情報提供や対応等に関する見解を示す方法等）
- (5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」への対応のための監査の方法等

5. ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事項

以下の認定に該当する場合、各項目の区分により評価を行う。

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく認定
- (2) 「次世代育成支援対策推進法」（次世代法）に基づく認定
- (3) 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づく認定

6. 監査報酬見積額に関する事項（令和7年度～令和9年度）

- (1) 監査報酬見積額（監査責任者、監査実施者の単価・延べ人日及び旅費等の必要経費の総額を含む見積額の内訳を記載して下さい。）
- (2) 監査手続きの変更を含む監査日程等、契約内容に大幅な変更が生じた場合の見積額の考え方について記載して下さい。

※ 監査報酬見積額については、令和7年度から令和9年度までの3年間の平均額をもって評価します。また、毎年度の監査契約に当たっては、当該年度の監査報酬見積書を参考とし、監査計画変更や物価変動等により見積額に変更を生じる場合は、当該年度の監査計画の変更理由及び見積額の積算根拠を基に協議するものとします。

Ⅲ 評価の配点について

1. 評価項目「1. 監査法人等に関する事項」、「2. 監査の実施における基本方針等に関する事項」、「3. 監査の実施体制に関する事項」、「4. 監査計画に関する事項」の各項目の配点は、以下のとおりとする。

- ・ 優れている … 3点
- ・ やや優れている … 2点
- ・ ふつう … 1点

2. 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事項」の各項目の配点は、以下のとおりとする。

(1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく認定

- ・ プラチナえるぼし認定 … 3点
- ・ えるぼし認定3段階 … 2.5点
- ・ えるぼし認定2段階 … 2点
- ・ えるぼし認定1段階 … 1.5点
- ・ 行動計画策定 … 1点

(2) 「次世代育成支援対策推進法」(次世代法)に基づく認定

- ・ プラチナくるみん認定 … 3点
- ・ くるみん認定 … 2点

(3) 「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ ユースエール認定 … 2点

3. 「監査報酬見積額に関する事項」の各項目の配点は、以下のとおりとする。

(1) 「監査報酬見積額」の得点は、経済性の観点から3年間の見積額の平均額が最も安価な応募者を20点とし、2番目以降は当該最低見積額との比率により以下の算出式で算出した数値を評価点とする。

$$\text{評価点} = 20 \text{点} \times (\text{最低の見積額} \div \text{当該応募者の見積額})$$

【例】最低の平均見積額が5,000千円、当該応募者の平均見積額が6,000千円であった場合

$$\text{評価点} = 20 \text{点} \times (5,000 \text{千円} \div 6,000 \text{千円})$$

$$= 16.7 \text{点 (小数点第2位を四捨五入)}$$

(2) 監査日程等に大幅な変更が生じた場合の考え方

- ・ 優れている … 3点
- ・ やや優れている … 2点
- ・ ふつう … 1点

※評価点付与の際に小数点以下の数字がある場合は、小数第2位を四捨五入した数値とする。